

熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱

制定 平成24年 2月24日市長決裁
改正 平成25年 3月28日農水商工局長決裁
改正 平成28年 3月31日商工振興課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、その手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法、令、規則及び法第4条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）の例による。

- (1) 関係課 熊本市大規模小売店舗立地協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）別表に定める関係課をいう。
- (2) 市境店舗 当該大規模小売店舗の所在地の境界線から1キロメートルの範囲内に熊本市以外の市域及び町域を含むものをいう。
- (3) 所在区役所 当該大規模小売店舗の所在地に属する区役所をいう。
- (4) 学識経験者 熊本市大規模小売店舗立地協議会設置要綱第3条第2号に定める学識経験を有する者をいう。

(概要説明)

第3条 法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行うことを予定している者（以下「届出予定者」という。）は、当該大規模小売店舗の名称、所在地、敷地面積、店舗面積、土地建物の所有者、開店予定日及び図面等その他届出を予定している内容のわかるものについて、市に概要を説明するものとする。

2 前項の場合において、法第5条第1項の規定による届出のほか当該大規模小売店舗周辺の道路に交通渋滞等の影響を及ぼし得る内容の届出を予定している者は、当該大規模小売店舗の周辺において交通量の調査を行うことを予定している地点のわかる図面を市商業金融課（以下「市所管課」という。）に提出するものとする。

(事前協議)

第4条 届出予定者は、市所管課及び関係課のうち、交通量調査の結果を踏まえた渋滞緩和措置等の内容について協議を要する課と、届出を予定する事項について事前に協議を行うものとする。ただし、市所管課が事前に協議をすることがないと判断した場合は、事前協議を省略することができる。

(事前相談)

第5条 届出予定者は、前条の事前協議を経て、届出を行おうとする日の1月前までに、事前相談書（様式第1号）を、市所管課に対し、18部提出するものとする。

2 届出予定者は、市より前項の事前相談書に対する指摘事項等の通知を受けた場合は、当該指摘事項等に対する回答を市所管課の指定する期日までに、市所管課に提出するものとする。

(新增設等の届出等)

第6条 法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う者（以下「届出者」という。）は、規則で定められた届出書及び添付書類（様式第2号から第6号まで）を、市所管課に対し、21部提出するものとする。

2 届出者が、前項の届出のうち変更に係る届出を行う場合の添付書類は、様式第2号から第6号までのうち変更事項に係る項目のみとする。

3 前2項の届出等に係る大規模小売店舗が市境店舗の場合は、第1項に規定する届出部数に熊本市以外の市町の数を加えた部数の提出を求めるものとする。

4 届出者は、市より第1項及び第2項の届出書及び添付書類に対する指摘事項等の通知を受けた場合は、当該指摘事項等に対する回答を市所管課の指定する期日までに、市所管課に提出するものとする。

(公告及び縦覧)

第7条 市は、法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条第6項、第8条第3項、第8条第6項、第9条第3項及び本要綱第25条第3項の規定による公告は、市公報その他市が適切と認める方法により行うものとする。

2 市は、法第5条第3項、第8条第3項及び第8条第6項の規定による縦覧は、市所管課、所在区役

所及び熊本県商工振興金融課（以下「県所管課」という。）において行う。

（軽微な変更）

第8条 届出者は、法第6条第4項ただし書の軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として同条第2項に規定する届出を行う場合、当該届出を行おうとする日の1月前までに軽微変更申出書（様式第7号）1部を市所管課に提出するものとする。

2 市は、前項の規定による申出があったときは、届出の内容が軽微変更に該当するか否かについて、届出者に対し通知するものとする。

（説明会の開催回数及び場所等）

第9条 市は、規則第11条第1項に規定する説明会の開催回数を、届出者に対して通知するものとする。

2 市は、市境店舗に係る説明会の場合、説明会の開催を予定する場所を定めるにあたり、届出者に対して、熊本市以外の市町に居住する者の参加について配慮を求めるものとする。

3 届出者は、法第7条第3項の規定により市の意見を聴く場合は、第5条第1項の提出と併せて行うものとし、市はこれに対する意見を第1項の通知と併せて述べるものとする。

4 届出者は、説明会の日時及び場所を定めたときは、説明会の開催を予定する日の1週間前までに市所管課へ、説明会開催計画書（様式第8号）を1部提出するものとする。

（説明会の開催公告）

第10条 届出者は、法第7条第2項の公告は、次の事項を記載して行うものとする。ただし、公告が規則第12条第2号の方法による場合は、第3号の事項については可能な限り記載するものとする。

(1) 説明会の開催日時及び場所

(2) 法第5条第1項第1号から第4号までの事項及びその内容（変更の場合にあっては変更する事項及びその内容）

(3) 大規模小売店舗の所在地及び説明会開催場所を示した地図

2 届出者は、規則第12条第2号及び第3号による公告を行うことが不可能な場合に限り、説明会を開催しようとする日の60日前までに市所管課に市公報等登載依頼書（様式第9号）1部を提出して、公告を依頼することができる。

3 市は、前項の依頼があった場合において、公告を行うことが不可能であると認められるときは、第1項各号に掲げる事項を市の公報又は広報紙に登載するものとする。

4 規則第12条第2号に規定する日刊新聞紙は、少なくとも次項第2号で定める区域における購読部数の上位5紙とする。

5 規則第12条第3号の市が認める方法とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 出店等予定地内への掲示板の設置（説明会終了までの期間）

(2) 原則として、大規模小売店舗の所在地の境界線から1キロメートル以内の区域を全て含む区域に対する次のいずれかの方法による周知

ア 前項に規定する日刊新聞紙へのチラシ折り込み

イ 直接全世帯、事業所その他の団体等へのチラシ配布

ウ その他第1項に掲げる事項が確実に周知できる方法

（説明会開催の省略）

第11条 届出者は、規則第11条第2項に規定する説明会の開催を省略し掲示をもって説明会に代えようとする場合は、法第6条第2項の規定による変更の届出を行おうとする日の1月前までに、掲示による説明会申出書（様式第10号）を市所管課に1部提出するものとする。

2 市は、前項の規定による申出があった場合、申出を認めるか否かについて、届出者に対し通知するものとする。

3 届出者は、前項の規定により掲示をもって説明会に代えることが認められた場合は、当該届出の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所において、届出等の要旨を掲示するものとし、掲示後10日以内に、説明会等実施状況報告書（様式第11号）を、市所管課へ1部提出するものとする。

（説明会における配布資料）

第12条 届出者は、法第7条第1項の説明会では、届出の内容及び添付書類の内容又はその概要を記載した資料等を配布するものとする。

（説明会開催不能の場合の措置）

第13条 届出者は、規則第13条第1項により市の認定を受けようとする場合、同項に定める説明会を開催することができない事由が発生した日から10日以内に、説明会開催不能申出書（様式第12号）を市所管課に1部提出するものとする。

- 2 市は、前項の規定による申出があった場合は、申出を認めるか否かについて、届出者に対し通知するものとする。
 - 3 第10条第4項の規定は、規則第13条第2項第2号に規定する日刊新聞紙について準用する。
 - 4 規則第13条第2項第3号の市が適切と認めるものとは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 出店等予定地内への掲示板の設置（通知があった日から当該届出に係る縦覧期間）
 - (2) 次のいずれか一方の方法
 - ア 第10条第4項に規定する日刊新聞紙へのチラシの折り込み
 - イ 第10条第5項第2号で定める区域への直接全世界帯、事業所その他の団体等へのチラシ配布
 - 5 届出者は、第2項の規定により説明会開催不能の認定を受けた場合は、代替措置の実施後10日以内に、説明会等実施状況報告書（様式第11号）を、市所管課へ1部提出するものとする。
（説明会開催状況報告）
- 第14条 届出者は、説明会開催後10日以内に、説明会等実施状況報告書（様式第11号）を、市所管課へ1部提出するものとする。
（意見書の提出）
- 第15条 法第8条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、意見書（様式第13号）を市所管課に郵送、持参又は市が適当と認める方法により提出するものとする。
（意見の公告及び縦覧）
- 第16条 市は、前条で提出された意見書のうち、個人情報情報の保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について公告及び縦覧を行わないことができる。
（学識経験者への意見照会）
- 第17条 市は、前条の規定により公告し、縦覧期間を経過した後、法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出については、学識経験者から当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地から意見を聴くものとする。
- 2 前項の規定による学識経験者の意見の聴取は、意見書（様式第14号）によるものとする。
（市の意見）
- 第18条 市は、法第8条第4項の意見の有無及び意見の内容について、法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容をもとに、法第8条第2項の規定により述べられた意見及び前条第1項の規定により聴取した意見に留意し、熊本市大規模小売店舗立地協議会（以下「協議会」という。）における協議を経て、指針に基づき決定するものとする。
- 2 市は、法第8条第4項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合は、その旨を書面により届出者に対し通知するものとする。
（市の意見に対する変更の届出等）
- 第19条 届出者は、法第8条第4項の規定により市の意見が述べられたときは、意見が通知された日から1月以内に同条第7項の規定による届出又は通知を行うものとする。
- 2 届出者は、市所管課に対して前項の届出又は通知を、21部提出するものとする。
 - 3 市は、第1項の届出又は通知を行う者に対して、規則で定める添付書類のほか当該届出の変更部分の説明に必要な資料又は当該通知にかかる大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができる旨を証する資料を求めるものとする。
 - 4 届出者は、やむをえない理由により、第1項の意見が通知された日から1月以内に届出又は通知を行うことができない場合は、同期間内にその理由及び届出又は通知を行おうとする時期を市に申し出るものとする。
 - 5 届出者は、前項の申出は、市所管課に変更届出遅延理由書（様式第15号）1部を提出して行う。
（市の勧告）
- 第20条 市は、法第9条第1項の規定による勧告の有無及び勧告の内容について、第19条第1項の届出又は通知の内容をもとに、学識経験者から意見を聴取し、協議会における協議を経て、指針に基づき決定するものとする。
- 2 前項の規定による学識経験者の意見の聴取は、意見書（様式第14号）によるものとする。
 - 3 市は、法第9条第1項の規定による勧告を行う場合は、その旨を書面により届出者に対し通知するものとする。
（勧告に対する変更の届出）
- 第21条 届出者は、法第9条第1項の規定による勧告を受けたときは、勧告が行われた日から1月以内に同条第4項の規定による届出を行うものとする。
- 2 届出者は、市所管課に対して前項の届出を、21部提出するものとする。

- 3 市は、第1項の届出を行う者に対して、規則で定める添付書類のほか当該届出の変更部分の説明に必要な資料を求めるものとする。
- 4 届出者は、やむをえない理由により、第1項の勧告が行われた日から1月以内に届出を行うことができない場合は、同期間内にその理由及び届出を行おうとする時期を市に申し出るものとする。
- 5 届出者は、前項の申出は、市所管課に変更届出遅延理由書（様式第15号）1部を提出して行う。
（公表）

第22条 市は、法第9条第1項の規定による勧告を行った後、次の場合は、届出者からその理由を聴取することができる。

- (1) 届出者が法第9条第4項の届出を行わない場合
 - (2) 届出者が提出した法第9条第4項の届出の内容が勧告に従っていないと認められる場合
- 2 法第9条第7項の規定による公表は、学識経験者から意見を聴取し、協議会における協議を経て行うものとする。
 - 3 前項の規定による学識経験者の意見の聴取は、意見書（様式第14号）によるものとする。
 - 4 市は、法第9条第7項の規定による公表を行おうとするときは、届出者に公表の方法及び公表の予定日をあらかじめ通知するものとする。
 - 5 市は、法第9条第7項に規定する公表は、市公報その他市が適切と認める方法により行うものとする。

（小売業者等の変更の届出）

第23条 法第6条第1項の規定による届出を行う者は、市所管課に対して規則で定められた届出書及び添付書類（様式第2号）を、4部提出するものとする。

- 2 届出者が前項の届出を行う場合の添付書類は、様式第2号のうち変更事項に係る項目のみとする。
（廃止）

第24条 法第6条第5項の規定による届出を行う者は、市所管課に対して規則で定められた届出書を1部提出するものとする。

（承継）

第25条 法第11条第3項の規定による届出を行う者は、市所管課に対して規則で定められた届出書を1部提出するものとする。

- 2 市は、前項の届出を行う届出者に対して、規則で定める添付書類のほか承継に関して必要な資料を求めるものとする。
- 3 市は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、届出の概要及び届出年月日を公告するものとする。

（届出の取り下げ）

第26条 届出者は、法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項、法第6条第5項、法第8条第7項、法第9条第4項、法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出を取り下げる場合、市所管課に対し取下げ書（様式第16号）を1部提出するものとする。

（報告）

第27条 法第14条第1項の規定により報告を求められた届出者及び同条第2項の規定により報告を求められた大規模小売店舗において小売業を行う者は、市所管課に対し報告書（様式第17号）を1部提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。